

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

IO

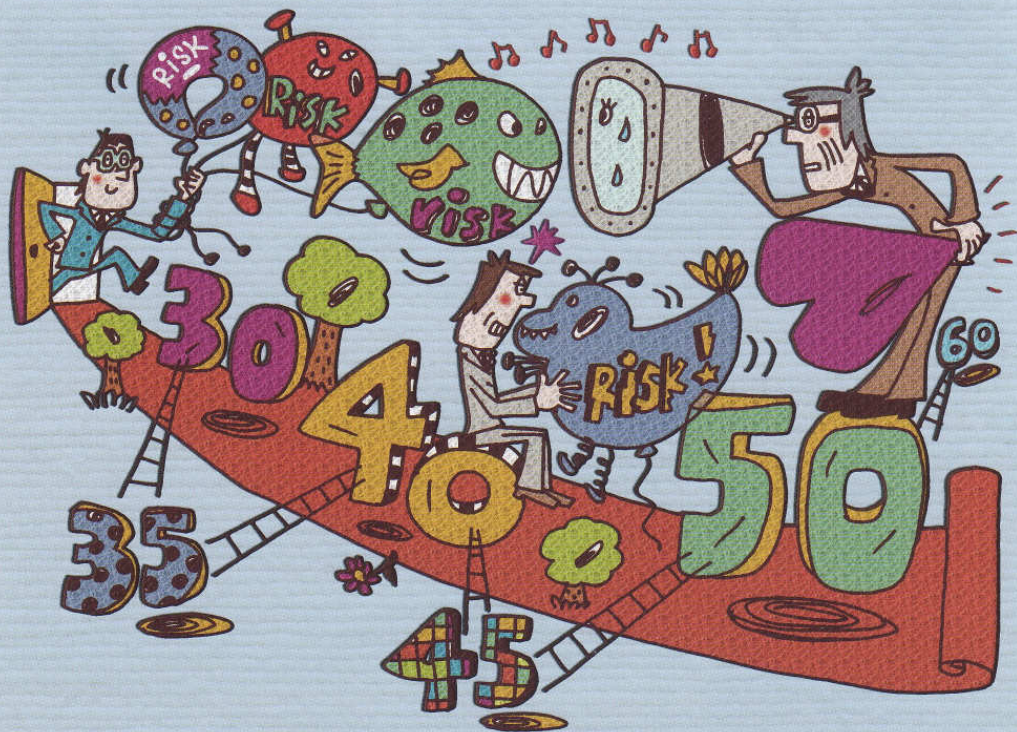
2008

好評連載

金融商品との上手なつきあい方
「バランス型投信を勧める際のポイント」

年金力パワーアップ講座
「70歳以上の年金の給付調整」

特集 保険を活用した 個人のリスクマネジメント



タックス
博士の

からはじめる 税金教室

●第7回のテーマ●

贈与税

贈与税の仕組みと
相続時精算課税制度



◀タックス博士

落合会計事務所 古井洋平

博士 こんにちは。第5回、第6回と相続税のお話をしてきましたが、今回は「贈与税」について勉強をしていきましょう。

香織 贈与とは財産をあげることでよね。

博士 そうですね。詳しく言うと、当事者の一方が自己の財産を「無償」で相手方に与え、相手方がこれを受け取るることによって成立する契約のことを指します。そして、贈与税はこの「財産を受け取った者にかかる税金」です。

大輔 渡した者ではなく、受け取った者にかかる税金なのですね。

香織 贈与をする際には、書面に残さなくてはいけないのですか。

博士 贈与の意思表示は、書面でも口頭でも構いません。ただし、書面によらない場合には、財産の受渡しが終わらない限り、いつでも取り消すことができる民法で定められています。それでは贈与の基本の規定からお話しします。

**毎年使うことができる
110万円の非課税枠**

博士 贈与には年間110万円ま

では非課税の枠があります。この非課税の枠を「基礎控除額」といいます。

香織 年間110万円というので、毎年110万円まで使えるのですか。

博士 はい。相続税の基礎控除額は最低でも5000万円と大きいのですが、相続のとき1回のみしか使えません。一方で贈与税は110万円と小さいのですが、毎年使うことができます。

大輔 なるほど、長い時間をかければ、税金をかけずに大きな金額を渡すことができるということですね。

博士 そのとおり。また、贈与をする相手が複数いれば、それだけ1年に税金がかからずに移せる財産の金額が増えます。例えば、子供が3人いる場合、それぞれに毎年贈与するのであれば、毎年110万円×3人分の330万円には、税金をかけずに渡すことができます。

香織 それを10年、20年と続ければとても大きな金額になりますね。ところでこの基礎控除額を使

うためには、今の例のように、もらう相手が「親族」でなければいけないなど制限はあるのでしょうか。

博士 特に制限はありませんので、誰から贈与を受けても、基礎控除額を使うことができますが、この基礎控除額は財産をもらった人ことに適用します。

大輔 複数の人からもらっても、基礎控除額は110万円ということですね。

博士 例えば、1年間でAさんが、父親方の祖父から150万円をもらい、さらに母親方の祖父から150万円をもらうと、合計で300万円の贈与を受けたこととなります。この合計額から基礎控除額110万円を引いた190万円が税金のかかる「課税価格」となります。この課税価格に対して図表1の税率をかけます。

大輔 課税価格が190万円の場合、税率は10%ですので、贈与税は19万円ですね。

博士 そのとおり。Aさんが毎年継続的に二人から150万円ずつ、合計300万円もらうのであ

図表 1 贈与税(暦年課税)の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	—
300万円 //	15%	10万円
400万円 //	20%	25万円
600万円 //	30%	65万円
1,000万円 //	40%	125万円
1,000万円超の金額	50%	225万円

れば、贈与税は19万円から下げられませんが、150万円ずつもらうのが一度きりであれば、贈与税を下げる方法があります。

香織 どういう方法ですか。

博士 毎年基礎控除額が使えるという場合は、Aさんがもらう各150万円について、2年に分けてもらえば、税金は(150万円×110万円)×10%×2年分=8万円となり、1年間にまとめて贈与を受けるより11万円も減ります。この基礎控除額をうまく使うことが贈与税では非常に重要になります。それでは、次に贈与をする際の注意点について話します。

通帳や届出印は もらった方で管理

博士 さて、生前贈与については将来の相続税申告の後で、税務調査が入るとよく探めるところです。贈与はお子さんやお孫さんにすることが多いのですが、そのときに、通帳や届出印を「財産をあげた側」で保管しており、「自分が死んだら子供や孫にその通帳を渡して欲しい」とおっしゃる方が結構います。

香織 確かに銀行でも、お孫さんやお孫さんの口座を作りに来るお客様がいらっしやいます。

博士 財産をあげた人が通帳や届出印の管理をしている場合には要注意です。税務では「あくまでもお子さんやお孫さんの名義を借りただけで、所有者は財産をあげた本人」と見なす考え方が一般的です。

大輔 贈与では、もらった人にその財産を自由に使う権利があるわけですから、通帳やハンコはもらった人が管理していいかと、つじつまが合わないですものね。

博士 子供が小さいうちは、親がその通帳や届出印を管理することは構いませんが、あげた側のおじいちゃんやおばあちゃんが管理するのはよくないですね。それから、「できれば贈与税の申告を行っておく」ことをお勧めします。

贈与税の申告をするとは、年間で100万円を超えるような金額の贈与をするということと、極端な話11万円でも構いません。

香織 年間で111万円の贈与の場合、100万円の基礎控除額を差し引いた1万円に対して10%の税率ですから、1000円の贈与税ですね。

博士 そのとおり。翌年の3月15日までに贈与税の申告書を提出し、この1000円を納税することになります。少々の手間はかかりますが、贈与税の申告書を提出することにより、後々税務署の調査が入ったときに、贈与の事実をしっかりと説明できますよね。

気付かないうちに 贈与になっているケースも

大輔 贈与の事実を残すことが大

事なのです。でも逆に、贈与をしていないつもりでも、贈与になってしまっていることもありそうですね。

博士 そうですね。財産をあげた側では「あげた」という意識がなくても、実際は贈与したことになるということがあります。その代表例が次の二つのケースです。

一つ目は不動産の名義が、お金を出している人以外になっていること、二つ目が借入金肩代わり返済です。

香織 先日、銀行の住宅ローンの相談でも、4000万円のマイホームを購入するのに、父親がすべてのお金を出して、名義は子供と半分ずつにしたいと相談してきたお客様がいました。

博士 それは父親から子供へ200万円の贈与となり、子供は200万円も贈与税を納税することになってしまいます。不動産の購入や所有権の移動があった場合には、登記所から税務署へその資料が通知されますので要注意です。贈与税の納税を避けるためには、後ほど説明する「相続時精算課税

制度^①を使うのも一つの手段です。
大輔 うっかり、お金を出した人以外の名義にしてしまうと大変ですね。

博士 また、夫婦間のマイホームの贈与については贈与税がかからない特例がありますが、これについても後で説明します。

香織 同じように、子供のローンの返済を親が肩代わりした場合も、返済分の現金をあげたことと同じになりますから、その返済額が贈与ということですね。

博士 はい。親が子を心配するのは分かりませんが、ちょっと注意が必要ですね。

博士 さて、贈与税にも、税金を一部免除してくれる特例があります。この特例は年間100万円の基礎控除額にとれわれず、もっと大きな金額を贈与しても、贈与税がかからないというものです。

大輔 相続税の対象となる財産を大きく減らすためにも是非使いたいですね。

博士 これは「贈与税の配偶者控除」という特例で、婚姻期間が20年以上のご夫婦についての規定で

す。マイホームの所有者がその配偶者にマイホームとその敷地を贈与した場合、2000万円までの部分については贈与税がまったくかかりません。

香織 他の贈与がなければ100万円の基礎控除額と合わせて2100万円までが無税で贈与できるということですね。

博士 そのとおり。ただし、この特例には注意点が二つあります。

一つ目は、贈与税の申告を翌年に必ず行わなければならないということ。もう一つは、贈与税は無税ですが、不動産を受け取った側で、登録免許税と不動産取得税はしっかりと課税されるということです。

大輔 お客様にお話しする際は、この注意点も一緒に説明しないと、大変なことになってしまいますね。

2500万円までOK! 贈与税額がゼロに

博士 そもそも一つ、税金が免除されるものではないのですが、

先ほど言った「相続時精算課税制度」というものがあります。これは、生前贈与で2500万円まで贈与税をゼロとする代わりに、将来の相続のときに、生前贈与した財産を持ち戻して相続税の計算をするというものです。生前に贈与税をほとんど課税されない代わりに、相続時にその分が課税されるので、トータルでは得も損もないことになりました。

香織 名称のとおり、将来の相続時に精算するということですね。

博士 少し複雑な制度ですので、図表2のケースを参考にしてください。また、この相続時精算課税に対し、今までお話ししてきた100万円の基礎控除額の贈与の規定を「暦年課税」と言いますので、これも覚えておいてください。

大輔 この制度を使うに当たって、気をつけることはあります。か。

博士 まず、この制度は親から子供への生前贈与に限られます。さらに年齢制限もあり、親は65歳以上、子供は20歳以上でなければい

けません。年齢は贈与の年の1月1日の年齢です。

香織 2500万円を超えた部分の税率はどうなるのですか。

博士 相続時精算課税制度では、2500万円を超えた部分について、一律20%の贈与税がかかります。暦年課税の税率とは異なりますので注意してください。さらに、相続時精算課税制度には、「住宅資金特別控除」という特例があります。この特例は、平成21年12月末までの適用ですが、贈与する財産が「マイホームの取得資金」の場合には、特別控除額が1000万円増えて、合計3500万円になるというものです。この住宅資金の贈与に限り、親の年齢制限がなく、親が65歳未満でも適用できます。ただし、この相続時精算課税制度を使うためには

税務署へ「届出書」を提出しなければいけません。ちなみに暦年課税では、届出書は必要ありません。

香織 将来の相続で税金をしっかりと納めてもらう必要があるため、税務署はその事実を知っておきた

1からはじめる税金教室

図表2 相続時精算課税の流れ

相続人1人の簡単なケースで説明します。

〈前提条件〉

- 相続財産：1億円
- 被相続人：母(父は以前死亡) 67歳 (≧65歳)
- 相続人：子1人、39歳 (≧20歳)

① 平成20年 相続時精算課税で3500万円贈与

2500万円	1000万円
--------	--------

贈与税の特別控除額 2500万円

〈贈与税の計算〉

$$(3500万円 - 2500万円) \times 20\% = \underline{200万円}$$

以前贈与した財産を持ち戻す

② 平成××年 相続

3500万円	相続発生時の 相続財産 6500万円
--------	-----------------------

↓ 相続財産1億円で相続税を計算する

相続税の基礎控除額 6000万円	4000万円
------------------	--------

〈相続税の計算〉

相続税額 600万円 (4000万円×20% - 200万円)
(3500万円持ち戻して1億円で計算)

以前納めた贈与税額 Δ 200万円
差引き納税額 400万円

年間110万円までの贈与には税金がかかりません。また生前贈与で活用できる相続時精算課税制度というものもあります。



大輔・香織 分かりました。ありがとうございます。



いっていいですね。博士 そのとおりです。そしてこの制度を選ぶ際に最も注意しなければならないことは、相続時精算課税制度を一度選択すると、その

親子については暦年課税が使えなくなってしまうことです。この制度を使わなければ、暦年課税で毎年110万円の基礎控除額を使い、少しずつ子供や孫に財産を移

すことができます。大輔 相続時精算課税と暦年課税はどちらが有利なのですか？博士 それは親の財産額によって異なります。およその目安です

が、財産を合計して将来の相続税がかからないか、かかっても数十万円程度であれば、相続時精算課税制度を使って生前に財産を分けてしまつ方が有効だといえます。香織 相談を受ける際には、将来の相続税の金額を一緒に考えてあげる事が重要ですね。

博士 はい。そして、今までのお話のとおり、贈与税の規定を使う際には、注意しなければならぬことが多くありましたね。お客様にお話する際には、それらの注意点を説明することも忘れないうべ